

産業廃棄物税

この税は、循環型社会の形成を目指して、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進するため、平成17年4月1日に導入した税金です。

■納める人

事業活動に伴い発生した産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設のうち、焼却施設に搬入する事業者（中間処理業者を含む。）

■納める額

搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

- 1 焼却施設への搬入 1トン当たり 800円
- 2 最終処分場への搬入 1トン当たり 1,000円

■申告と納税

最終処分業者又は焼却処理業者が産業廃棄物の処分料金とともに税金を受け取り、3か月分を取りまとめて最終月の翌月までに納めます。

■税収の使途

- 廃棄物の適正処理や減量化・リサイクル促進の啓発
- 排出抑制、リサイクル等に係る研修会の開催
- 処理業者が設置する計量器整備への助成
- 産業廃棄物処理施設の整備等に向けた取組支援
- リサイクル製品の普及・啓発
- 産業廃棄物の不法投棄防止や原状回復 など

みんなの森づくり県民税

森林は、水源の涵養や災害の防止、地球温暖化防止等の様々な公益的な機能を有しています。

この税は、これらの森林の公益的機能を発揮させるための健全な森林づくりや、県民の皆様が森林にふれあう機会の提供、森林・林業の学習・体験活動等に活用される税です。

■納める人

- 個人…個人県民税均等割を課税される人
- 法人…法人県民税均等割を課税される法人

■納める額

- 個人…500円／年
- 法人…均等割額の5%相当額



資本金等の額の区分	均等割(年額)	左のうちみんなの森づくり県民税(年額)
50億円超	840,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	567,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	136,500円	6,500円
1千万円超～1億円以下	52,500円	2,500円
1千万円以下	21,000円	1,000円

※ 個人県民税及び法人県民税で非課税及び減免の対象となるものは、同じ取扱いとなります。

■申告と納税

- 個人…県民税均等割(1,000円)に500円を加えて、市町村に住民税として納付します。
その後、市町村から県に払い込まれます。
- 法人…県民税均等割額にみんなの森づくり県民税の額を加えて、県に申告納付します。